

事業所所在確認書類についての注意事項

事業確認書類を提出される場合は、下記のことを提出してください

【法人の場合】

- ・直前の事業年度の「確定申告書別表一」(写)

【個人事業主で青色申告の方】

- ・直前の事業年度の「所得税青色申告決算書」(写)

【個人事業主で白色申告の方】

- ・直前の事業年度の「収支内訳書」(写)

【個人事業主（フリーランス）で業務委託契約事業者の方】

○市内在住にて業務委託契約をしている事業者※①及び②の書類が必要です。

① 業務委託契約書の写し

② 確定申告をしている事業者は直前の事業年度の「所得税青色申告決算書」(写)か「収支内訳書」(写)、又は確定申告をしていない事業者は国民健康保険証の写し及び住所が分かるもの（運転免許証）を提出してください。

○市外在住にて市内で事務所等を賃借して業務委託契約をしている事業者※①及び②の書類が必要です。

① 業務委託契約書の写し及び賃貸借契約書

② 確定申告をしている事業者は直前の事業年度の「所得税青色申告決算書」(写)か「収支内訳書」(写)、又は確定申告をしていない事業者は国民健康保険証の写し及び住所が分かるもの（運転免許証）を提出してください。

○市外在住にて市内の事業所と業務委託契約している事業者

① 業務委託契約書の写し

○市外在住にて市内で事務所等を賃借して業務委託契約をしている事業者

① 業務委託契約書の写し及び賃貸借契約書

～共通事項～

※直前の事業年度の確定申告書の写しが提出できない場合は、2事業年度前のものをもって代えることが可能です。

※確定申告書の写しは収受日受け付け印が押印されているものを提出してください。

(税務署印か税理士印、個人事業主の場合は青色申告印または自治体印でも可)

e-TAX の場合は、受付日時・受付番号が記載されているもの又は「受信通知」を一緒に提出してください。

また、事業所所在地が判明できない場合は、必要に応じて追加の書類の提出を求める場合がございますので、ご了承ください。

※法人の場合は、事業所所在確認書類については確定申告書の写しを必須とします。

ただし個人事業主の場合のみ、許認可証（例：営業許可書）の写しでも可としますが、許認可を受けた日が相当程度の年数を経過しているものは不可とする場合がありますので、ご了承ください。